

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年6月26日

火 曜 日

号 外

目 次

告 示

○建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

1

告 示

富山県告示第331号

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱を次のように定める。

平成30年6月26日

富山県知事 石 井 隆 一

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、富山県（以下「県」という。）が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の請負契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格、資格審査申請の時期及び方法、資格の有効期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 入札参加資格者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者及び当該者で構成する建設工事共同企業体（特定の建設工事を対象に結成されたものを除く。以下「共同企業体」という。）であって、第4条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されたものとする。

る。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていること。
- (3) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出（資格審査申請の時期及び方法）

第3条 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申請するものとする。

- (1) 県内に主たる営業所を有する者 次に掲げる書類
 - ア 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（様式第2号）
 - イ 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知に係る書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
 - ウ 第2条第3号に定める届出を総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し
 - エ 使用印鑑届出書（様式第4号）
 - オ 印鑑証明書
 - カ 工事経歴書（様式第5号）
 - キ 次に掲げる納税証明書
 - (ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した税務署長が発行する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条第1項に規定する別紙第9号書式（その3の2）又は別紙第9号書式（その3の3）に限る。）

- (イ) 富山県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）について滞納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した富山県総合県税事務所長が発行する納税証明書（富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）第29条に規定する第43号様式(1)に限る。）
- (ウ) 申請者が個人の場合にあつては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した市町村長が発行する納税証明書
- ク 営業所一覧表（様式第6号）
- ケ 国際標準化機構の定めるISO9001を認証取得した者にあつては、登録証その他の認証の内容を証する書類の写し
- コ 除雪業務等の受託実績を有する者にあつては当該業務の委託契約書等の写し、富山県地域防災計画に基づく協定のうち知事が別に定めるもの（以下「災害協定」という。）に参加している者（以下「災害協定参加者」という。）にあつては当該参加を証する書類
- サ 災害協定参加者であつて知事が別に定めるもののうち、提供することが可能な建設機械を保有している者にあつては、当該保有を証する書類
- シ 消防団協力事業所として認定を受けた者にあつては、当該認定を証する書類
- ス 国際標準化機構の定めるISO14001を認証取得した者にあつては、登録証その他の認証の内容を証する書類の写し
- セ エコアクション21（環境省が策定した環境マネジメントシステムをいう。以下同じ。）を認証取得した者にあつては、認証を証する書類の写し
- ソ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者（以下「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出者」という。）にあつては、当該届出の事実を証する書類の写し
- タ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出者のうち、県から元気とやま！子育て応援企業として登録を受けた者にあつては、当該登

録を証する書類の写し

チ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が300人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者にあつては、当該届出の事実を証する書類の写し

ツ 県から男女共同参画推進事業所として認証を受けた者にあつては、当該認証を証する書類の写し

テ 地域又は社会に貢献したと認められる活動により国、県、市町村又は公的な団体から表彰状又は感謝状を授与された者にあつては、その表彰状又は感謝状の写し

ト 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数が1人未満の事業主のうち、同法第2条に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者」という。）を1人以上雇用している者にあつては、当該雇用を証する書類

ナ 協力雇用主として富山保護観察所に登録し、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護を受けた者（以下「保護観察対象者等」という。）を3月以上雇用した者（同法第85条第4項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。）にあつては、当該雇用を証する書類

ニ 誓約書（様式第13号）

(2) 県外に主たる営業所を有する者 前号イから二までに掲げる書類及び次に掲げる書類

ア 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（様式第3号）

イ 委任状（建設業法上の営業所に入札、請負代金の請求等を委任する場合）（様式第7号）

2 前項の申請書は、インターネットを利用する方法により入手するものとする。

3 第1項第1号イ及びカに掲げる書類は、第5条に規定する入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了

日（該当する営業年度の終了日が2以上あるときは、申請日に最も近い日）における事実に基づき作成するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の規定にかかわらず、申請書を提出することができないものとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用するもの

(3) 第7条第1号又は第2号の規定により入札参加資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しないもの

(4) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）

5 申請書は、平成30年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、県内に主たる営業所を有する者にあつては主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して、県外に主たる営業所を有する者にあつては直接知事に提出するものとする。

6 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の12月末日まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、随時入札参加資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される特定役務に係る競争入札に参加するため申請書を提出する場合は、前項の規定にかかわらず、入札参加資格の有効期間の開始

日から当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の3月末日まで（休日を除く。）の間、随時受付をするものとする。この場合において、申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

（入札参加資格者名簿への登載）

第4条 知事は、申請書又は第9条第2項に規定する建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、入札参加資格者名簿に登載するとともに、次項の規定による工事の種類別格付の等級（格付を行わない工事にあつては、資格の有無）その他の事項を申請者に通知するものとする。

- (1) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項
- (2) 建設工事の種類別の県工事の成績及び表彰の状況
- (3) 富山県企業局が発注する建設工事の表彰の状況
- (4) 技術職員数の状況
- (5) 新分野進出企業表彰の有無
- (6) 国際標準化機構の定めるISO9001の認証取得の有無
- (7) 除雪業務等の受託状況及び災害協定への参加状況
- (8) 災害協定参加者のうち知事が別に定めるものの建設機械の保有状況
- (9) 消防団協力事業所の認定の有無
- (10) 国際標準化機構の定めるISO14001の認証取得の有無
- (11) エコアクション21の認証取得の有無
- (12) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出の状況
- (13) 元気とやま！子育て応援企業の登録状況
- (14) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出の状況
- (15) 男女共同参画推進事業所の認証取得の有無
- (16) 地域又は社会への貢献活動等に対する表彰の状況
- (17) 障害者の雇用の状況

- (18) 保護観察対象者等の雇用の状況
- (19) 富山県建設工事等指名停止要領に規定する指名停止及び書面又は口頭による警告若しくは注意並びに法第28条に規定する指示及び営業の停止の状況
- 2 工事の種類別格付は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事について行うものとする。
- 3 第1項の審査の結果、資格を有しない旨の通知を受けた者から請求があったときは、速やかに、当該資格を有しないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

(資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な入札参加資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

(変更の届出)

第6条 入札参加資格者又は知事に申請書を提出した者であつて入札参加資格の有効期間が始まっていないもの（以下「競争入札に参加しようとする者」という。）は、次に掲げる事項について変更があつたときは、変更が生じた日から速やかに入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（様式第2号）、入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（様式第3号）又は使用印鑑変更届（様式第8号）を知事に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人又は共同企業体にあつては、代表者の氏名
 - (4) 受任者の氏名
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 電話番号又はファクシミリ番号
 - (7) 振替口座
- 2 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、直ちに入札参加

資格変更届（様式第9号）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- (4) 廃業した場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (5) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。） その後見人、保佐人又は補助人
- (6) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人
- (7) 法第3条第1項の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になった場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
(入札参加資格の抹消又は格付の降級)

第7条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその者を入札参加資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。
- (3) 第2条各号に該当しなくなったとき。
- (4) 政令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（前号に該当する者を除く。）
(発注工事に対応する建設業の許可業種の基準)

第8条 発注工事の種別に応じ入札に参加することのできる建設業の許可業種の基準は、別表のとおりとする。

(共同企業体の特例)

第9条 共同企業体の構成員は、3人以内とする。

- 2 共同企業体は、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 協定書
 - (2) 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（JV業者用）（様式第11号）
 - (3) 構成員の総合評定値通知書の写し
 - (4) 構成員の第2条第3号に定める届出を総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し
 - (5) 使用印鑑届出書（様式第12号）
 - (6) 構成員の第3条第1項第1号オに掲げる書類
 - (7) 構成員の第3条第1項第1号キからニまでに掲げる書類
- 3 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書は、知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。ただし、知事が必要と認める場合にあつては、その都度提出することができる。この場合においては、第5条の規定は適用しない。
- 4 共同企業体の構成員が第7条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体に同条の規定を適用するものとし、共同企業体が同条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員についても同条の規定を適用するものとする。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者等の特例）
- 第10条** 第4条の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。
- 3 知事は、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者が、再度の入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。（電子情報処理組織による手続等）
- 第11条** 知事は、この要綱の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われ

たものとみなす。

- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条第1項第1号チ及び同項第2号並びに同条第5項、第4条第1項第14号、第6条第1項各号列記以外の部分並びに第9条第2項第7号及び同条第3項の規定は、平成31年度以後の入札参加資格者について適用し、平成30年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の廃止）

- 3 建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成28年富山県告示第334号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

発注工事に対応する建設業許可業種

発注工事の種別	対応工事の種別（建設業許可に係る業種）
一般土木工事	土木工事業
アスファルト舗装工事	舗装工事業
セメント、コンクリート舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
プレストレストコンクリート工事	土木工事業、とび・土工事業
法面処理工事	とび・土工事業、防水工事業
ボーリング、グラウト工事	とび・土工事業、さく井工事業
スノーシェッド工事	土木工事業、鋼構造物工事業
ロードヒーティング工事	電気工事業
消雪装置工事	管工事業

しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道管理設工事	土木工事業、水道施設工事業
水門、門扉工事	鋼構造物工事業
水処理装置工事	機械器具設置工事業
横断歩道橋工事	鋼構造物工事業
道路標識工事	とび・土工事業
道路照明工事	電気工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
信号機設置工事	電気工事業、機械器具設置工事業
防護柵工事	とび・土工事業
一般建築工事	建築工事業
給排水、衛生設備工事	管工事業
暖冷房設備工事	管工事業
電気設備工事	電気工事業
電話、通信設備工事	電気通信工事業
放送、拡声装置工事	電気通信工事業
消防、防災設備工事	消防施設工事業
エレベーター工事	機械器具設置工事業
じん芥処理施設工事	清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
室内装飾工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
塗装工事（道路標示を含む。）	塗装工事業
防水工事	防水工事業
特殊工事	該当する対応建設業

(裏)

委任先営業所（他の営業所等に委任する場合のみ記入）

郵便番号	〒
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
F A X 番号	
担当者所属氏名	

記入上の注意（様式第 1 号）→ 「作成・提出の手引き」を参照してください。

(様式第 2 号裏面)

記入上の注意 (様式第 2 号)

- ◎ この登録書は、入札参加資格審査申請 (定期・随時) をするときは、新規、従前と同一内容での更新にかかわらず、該当する項目に全て記入の上、必ず提出してください。
- ◎ 変更登録の場合は、変更のあった項目のみ、項目単位で記入してください。
- ◎ この登録書には、主たる営業所の内容を記入してください。
- 1 業者番号欄には、入札参加資格審査申請書に記入した業者番号を記入してください。(新規に申請する場合は記入する必要はありません。)
 - 2 区分欄には、新規の場合は空欄とし、変更の場合は「1」を記入してください。
 - 3 商号又は名称 (漢字) 欄において、株式会社は「(有)」、有限会社は「(有)」、合名会社は「(名)」、合資会社は「(資)」の略号を使用してください。
なお、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人は略号を使用せずに、そのまま記入してください。
例 ○○○建設株式会社 → ○○○建設 (株)、合資会社××工業 → (資) ××工業
一般財団法人△△△協会 → 一般財団法人△△△協会 (略号を使用しない。)
 - 4 市町村コードは、「作成・提出の手引き」等をご確認のうえ、記入してください。
 - 5 所在地の番地欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。
例 1丁目2番3号 → 1-2-3
987番地の6 → 987-6
 - 6 入居先欄には、入居ビル名等を記入してください。(ない場合は不要です。)
例 ○○○ビル3階
 - 7 電話番号欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。(携帯電話番号は不可)
 - 8 金融機関コードは、金融機関ご質問等々のうえ、記入してください。
 - 9 口座番号、預金種別、口座名義人欄は、銀行窓口、通帳等で確認のうえ、正確に記入してください。
 - 10 口座番号欄は、右詰めで記入してください。
 - 11 完成払用指定口座の預金種別欄は、**普通か当座〇〇をつけてください。**
 - 12 口座名義人欄は、通帳に記載されているカタカナ名義で記載してください。
 - 13 郵便局は口座振替できません。
 - 14 預貯金専用普通預金口座に指定できる口座は、都市銀行、地方銀行又は農林中央金庫の本支店の口座、富山信用金庫、高岡信用金庫、砺波信用金庫、新湊信用金庫、いかわ信用金庫、富山県信用組合の本支店の口座であり、それ以外の信用金庫又は信用組合の口座は指定できません。
 - 15 預貯金専用普通預金口座と部分払・完成払用指定口座を同一口座とすることはできません。

(様式第3号裏面)

記入上の注意 (様式第3号)

- ◎ この登録書は、入札参加資格審査申請 (定期・随時) をするとき、新規、従前と同一内容での更新にかかわらず、該当する項目に全て記入の上、必ず提出してください。
- ◎ 変更登録の場合は、変更のあった項目のみ、項目単位で記入してください。
- ◎ 主たる (委任先) 営業所欄は、貴社が、
 (1) 委任先がある場合 → 委任先の内容 を記入してください。
 (2) 委任先がない場合 → 主たる営業所の内容 を記入してください。
- ◎ 主たる営業所欄は、貴社が、
 (1) 委任先がある場合 → 主たる営業所の内容 を記入してください。
 (2) 委任先がない場合 → 記入不要
- 1 業者番号欄には、入札参加資格審査申請書に記入した業者番号を記入してください。(新規に申請する場合は記入する必要はありません。)
- 2 区分欄には、新規の場合は空欄とし、変更の場合は「1」を記入してください。
- 3 商号又は名称 (漢字) 欄において、株式会社は「(株)」、有限会社は「(有)」、合名会社は「(名)」、合資会社は「(資)」の略号を使用してください。
 なお、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人は略号を使用せず、そのまま記入してください。
 例 ○○○建設株式会社 → ○○○建設 (株)、合資会社×××工業
 一般財団法人△△△協会 → 一般財団法人△△△協会 (略号を使用しない。)
- 4 市町村コードは、「作成・提出の手引き」等をご確認のうえ、記入してください。(住所が県外の場合は、記入の必要はありません。)
- 5 所在地の番地欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。
 例 1丁目2番3号 → 1-2-3
 987番地の6 → 987-6
- 6 入居先欄には、入居ビル名等を記入してください。(ない場合は不要です。)
- 例 ○○○ビル3階
- 7 電話番号欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。(携帯電話番号は不可)
- 8 金融機関コードは、金融機関にお問合せ等のうえ、ご記入ください。
- 9 口座番号、預金種別、口座名義人欄は、銀行窓口、通帳等で確認のうえ、正確に記入してください。
- 10 口座番号欄は、右詰めで記入してください。
- 11 完成払用指定口座の預金種別欄は、**普通か当座に○をつけてください。**
- 12 口座名義人欄は、通帳に記載されているカタカナ名義で記載してください。
- 13 郵便局は口座振替できません。
- 14 預貯金専用普通預金口座に指定できる口座は、都市銀行又は農林中央金庫の本支店の口座、富山信用金庫、高岡信用金庫、富山信用金庫、砺波信用金庫、新泰信用金庫、こいかわ信用金庫、富山県信用組合の本支店の口座であり、それ以外の信用金庫又は信用組合の口座は指定できません。
- 15 預託預金専用普通預金口座と部分払、完成払用指定口座を同一口座とすることはできません。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

使 用 印 鑑 届 出 書

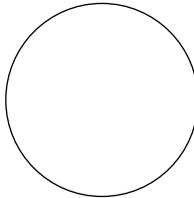
業者番号

--	--	--	--	--

法人使用印



代表者使用印



上記の印鑑を入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

- (記載要領) 1 委任状が提出されている場合は受任者の使用印を押印する(例: 法人使用印には営業所印、代表者使用印には営業所長印) こと。
- 2 申請者の代表者印には、建設工事入札参加資格審査申請書と同一の印を押印すること。

様式第 6 号 (第 3 条関係)

営 業 所 一 覧 表

業者番号

商号又は名称 _____

名 称	許可を受けた建設業		所 在 地	電 話 番 号
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(建設業法上のその他の営業所)				
(その他の営業所)				

様式第 7 号 (第 3 条関係)

委 任 状

業者番号

--	--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

受任者

委任事項

- 1 入札書及び見積書の提出の件
- 2 請負契約の締結及び目的物引渡しの件
- 3 保証金の納付、還付請求及び受領の件
- 4 請負代金、前払金及び部分払の請求及び受領の件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 上記各項に附帯する一切の件

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、委任期間内に請求済みの請負代金、保証金又は保証物の領収については、委任期間終了後も効力を有するものとする。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

使 用 印 鑑 変 更 届

業者番号

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印鑑を、次のとおり変更したので届け出ます。

	法人使用印	代表者使用印
変 更 前		
変 更 後		
変更年月日	年 月 日	

様式第 9 号 (第 6 条関係)

入 札 参 加 資 格 変 更 届

業者番号

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変 更 後	変 更 前	変更年月日	変 更 理 由

(様式第 9 号裏面)

記入上の注意 (様式第 9 号)

- ◎ この変更届は、①入札参加資格審査申請後、資格が認定されるまでの間、②資格認定後 に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合に提出してください。
- (1) 個人事業主が死亡した場合
 - (2) 法人が合併により消滅した場合
 - (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合
 - (4) 廃業した場合
 - (5) 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合 (被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。)
 - (6) 破産手続開始の決定を受けた場合
 - (7) 法第 3 条第 1 項の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になった場合

※記入例

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由
個人事業主		富山 太郎	H30. 2. 1	死 亡

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由
許可を受けている建設業	土、建、管、電	土、建、管、電、舗	H30. 8. 31	廃 業

様式第10号（第9条関係）

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

このたび、富山県の発注に係る建設工事の入札に共同企業体として参加したいので、次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する建設工事の種類

年 月 日

区分	業者番号	枝番	当初又は変更後										変更前	変更年月日
		1	主たる営業所の所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号											
JV業者名	フリガナ	漢字												
代表者氏名	フリガナ	漢字												
構 成 員	代表	業者番号	商号又は名称	代表者氏名	出資比率									

次のとおり、登録(変更)願います。

様式第11号 (第9条関係)

富山県知事 殿 入札参加資格者(債主)登録書(新規・変更)(工事・コンサル)(JV業者用)

富山県知事 殿

区分	業者番号	枝番	当初又は変更後										変更前	変更年月日		
		2	主たる営業所の所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号													
預託前払金 専用普通預金 口座	銀行 金庫	支店 出張所	口座番号	預金 種別	口座名 義 人											
	金融機関コード			①普通												
部分払・ 完成払用 指定口座	銀行 金庫	支店 出張所	口座番号	預金 種別	口座名 義 人											
	金融機関コード			1 普通 2 当座												

様式第12号 (第9条関係)

使 用 印 鑑 届 出 書

1 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

2 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

上記 1 の印鑑を入札、見積り又は契約の締結のために使用し、上記 2 の印鑑を
代金の請求又は受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
共同企業体の名称
代表者氏名

印

様式第13号（第3条関係）

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する建設工事入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の1及び2のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（※1）
- 2 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団（※2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※3）

年 月 日

富山県知事 殿

業者番号

--	--	--	--	--	--

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者によるその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※2 富山県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）

（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者